

建物等の欠陥等を認めた場合の処置要領について（通達）

昭和 48 年 6 月 30 日
陸幕施第 200 号

改正 平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

各方面総監
中央業務支援隊長 殿
自衛隊中央病院長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 81）

建物等の欠陥等を認めた場合の処置要領について（通達）
（施定第 10 号）

標記について、陸上自衛隊における施設の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 81—1 号）によるほか下記のとおり実施されたい。

記

1 供用事務担当官の処置

供用事務担当官は、地方防衛局及び同支局（以下「地方防衛局等」という。）により建設され、供用を受けている建物・工作物（以下「建物等」という。）について、それぞれの目的・用途に適合し、かつ通常の状態で使用中に施工の不備等に起因したと思われる理由により、当該建物等の構造・機能に障害を生じ、又は耐用年数を短縮するような不備・欠陥の箇所を認めた場合は、あらかじめ地方防衛局等と調整の上、別紙様式により方面総監に報告するとともに地方防衛局長等に通知するものとする。ただし、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長は、陸上幕僚長に報告するものとする。

2 方面総監の処置

（1） 前項により報告を受けた方面総監は、地方防衛局長等と協議し、所要の処置を講ずるとともに、必要により当該建物等に対する安全上の処置又は現状保存等について供用事務担当官に指示するものとする。

（2） 方面総監は、工事内容について重大な欠陥があると認めた場合は前項の報告書を添付の上、陸上幕僚長にその都度報告するものとする。

添付書類：別紙「建物等の欠陥等現状調査表」

配布区分：防衛施設庁建設部建設企画課長 5 部

会計監査隊長 10 部

（例規）

建物等の欠陥等現状調査表

(作成年月日)
(駐屯地名)

建設年度	工事項目名称	該当建物等の 名 称	供用事務担当官の名称
欠陥等に いたる経緯			
欠陥等の 現 状			